高 後期高齢者医療制度の給付制度

圓国保年金課後期高齢者医療係(☎5722-9838、∞5722-9339)

後期高齢者医療制度は、75歳以上のかた(65~74歳で障害認定を受 けたかたを含む)が加入する医療制度です。医療費の一部負担金(1割ま たは3割)の支払いで診療を受けられるほか、次のような給付制度があ ります(いずれも申請が必要)。

高額介護合算療養費 -

後期高齢者医療制度と介護保険制度で、1年間(2年8月~3年7月)に 支払った世帯合計額が限度額(表1)を超えた場合、差額を支給します。 対象者には3月中旬に申請書をお送りします。

表 1 限度額

所得区分 (別表★)		後期高齢者医療と 介護保険の世帯合計額	
現役並み所得	Ш	212万円	
	П	141万円	
	I	67万円	
一般		56万円	
住民税 非課税ほか	区分Ⅱ	31万円	
	区分 I	19万円	

- ※高額療養費、高額介護サー ビス費支給後の金額が対象
- ※世帯の総支給額が500円以 下の場合は支給なし
- ※後期高齢者医療制度または 介護保険制度の自己負担額 が0円の場合は対象外
- ※計算基準日時点(3年7) 31)で、他の医療保険制度 加入者とは合算しない

療養費

次の場合、支払った医療費のうち一部負担金を除いた額を支給します。

- ◆やむを得ず、被保険者証を提示せずに受診
- ●医師が必要と認めたコルセットなどの補装具費、はり・きゅう・あん ま・マッサージの施術、骨折・捻挫などで受けた柔道整復師の施術
- ●海外で受けた治療(治療目的で渡航した場合は対象外)

移送費 -

医師の指示により緊急的な必要性があって移送された場合に、やむを 得ないと保険者が認めた場合に限り、移送費を支給します(転院・退院時、 検査目的、タクシー利用、自宅からの移送などは対象外)。

★所得区分

所得区分		判定基準		負担 割合
現役並み所得	Ш	者のうち住民	690万円以上	3割
	I		380万円以上690万円未満	
	I		145万円以上380万円未満	
一般			145万円未満	
住民税非課税ほか	区分Ⅱ	住民税非課税 世帯で	区分Ⅰに該当しない	
	区分 I		全員の年金収入が80万円以下で、そ の他の所得(給与所得の場合は、所得 から10万円を引いた金額)が0円	1割

葬祭費

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった場合、葬儀を行ったかた (喪主)に7万円を支給します。申請期間は、葬儀(告別式)の翌日から2 年以内です。

高額療養費の支給

1カ月ごとの自己負担額が限度額(表2)を超えた場合、差額を高額療 養費として支給します。対象者には、診療月から約4カ月後に申請書を お送りします。一度申請すると振込口座が登録されるため、次回以降は 申請不要です。

表 2 限度額

所得区分		1カ月の自己負担限度額			
(別表	★)	外来(個人ごと)	入院と外来の合計額(世帯ごと)		
現役 Ⅲ		252,600円+ (10割分の医療費-842,000円)×1% (140,100円)			
並み	Π	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% 〈93,000円〉			
所得	I	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% 〈44,400円〉			
一般		18,000円(*144,000円)	57,600円〈44,400円〉		
住民 区分 税非 II		8,000⊞	24,600円		
課税ほか	区分 I	0,000円	15,000円		

- ※〈 〉内は、過去1年間に高額療養費の支給が3回あった場合、4回目以降から適 用になる限度額
- *外来診療における、1年間(2年8月~3年7月)の限度額

(探せる 医療・介護資源 情報提供システム



圓福祉総合課地域ケア推進係(☎5722-8713、Ѭ5722-9062)

区内の医療機関や介護事業者等(※)の情報を、パソ コンやスマートフォンなどで閲覧・検索ができます。 区Ⅲ(コード①)から利用できます。ご活用ください。 ※同意のあった医療機関・事業者などを掲載





▲医療・介護資源情報提供システムのホームページ画面

できること

- ●住所や郵便番号から医療機関を検索
- 介護サービスの空き情報の閲覧や介護サービスの種類や内容から 介護事業者を検索
- ●事業者の介護サービスの空き情報を閲覧
- ●事業者向けのサイトもあり、介護や福祉の最新情報を掲載

中小企業・商店を経営するかた・働くかたへ



充実した福利厚生で働 き方改革をサポートし

固目黒区勤労者サービスセンター (**☎**3715−4135、**☎**3713−9901)

目黒区勤労者サービスセンター会員になると、旅行の補助や各種 給付金の支給、娯楽施設・ホテルの割引など充実した福利厚生(下表) を、低コストで利用できます。

中小企業や商店などが単独で福利厚生制度を整備することが困難 な場合や、新たな人材の確保・定着や社員の活力向上 回绕回 に、ぜひご利用ください。申し込み方法など詳細は、 同センター

(コード②) をご覧ください。

対区内の中小企業・商店で働く事業主・従業員、 区外の中小企業・商店で働く区内在住者

▼入会金200円・会費月額400円(3月分まで無料キャンペーン中。) 3/15まで)

3/ 13& C)	
事業	内容
健康維持・増進	法定定期健康診断助成、人間ドック補助、日帰り温泉 施設補助、都内公衆浴場共通入浴券補助ほか
自己啓発・文化	学習講座の受講料補助、勤労者美術展補助ほか
余暇活動	クオカード・図書カードの割引販売、ゴルフ練習場・ボウリング場・遊園施設・指定宿泊施設・船宿・市販のバスツアーの補助、コンサート・観劇・美術展チケットのあっせん、指定店割引ほか
給付金	金婚・銀婚祝い金、成人祝い金、結婚祝い金、出産祝い金、小・中学校入学祝い金、入院見舞金、死亡弔慰金ほか
生活安定・ 財産形成	中小企業退職金制度、ローンの紹介ほか
その他	レストラン食事券・産地直送品のあっせんほか